別記様式第11号

|  |
| --- |
| 社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項各号に該当しない旨の誓約書  年　　月　　日  　群馬県知事　あて  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　私は、社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約  します。  ＜参照条文＞  ○社会福祉士及び介護福祉士法  　　　附　則  　（認定特定行為業務従事者に係る特例）  第１１条　略  ２　略  ３　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないこ  　とができる。  　(1)　心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  　(2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しな  　　い者  　(3)　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処  　　せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者  　(4)　第４２条第２項において準用する第３２条第１項第２号又は第２項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、  　　その取消しの日から起算して２年を経過しない者  　(5)　次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から２年を経過しない者  ４・５　略  ○社会福祉士及び介護福祉士法施行令  　附　則  （法附則第１１条第３項第３号及び第１４条第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）  第３条　法附則第１１条第３項第３号及び第１４条第２号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成２２年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第１２条の５第１５項及び第１７項から第１９項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。 |